

## ECO-TOPプログラムにおけるインターンシップの実施ガイドライン

ECO-TOPプログラムの目的に鑑み、環境関連業務に係る現場の実情を理解した人材を育成するため、企業、行政、NPOの三者すべてに関わるインターンシップを実施する。

### 1. 単位の設定

インターンシップが4単位以上設定されていること。

### 2. 実施計画の策定

大学は、インターンシップの派遣先について、事前に東京都と協議すること。また、インターンシップの実施計画について、事前に東京都へ届出を行うこと。

インターンシップの実施計画が学内外に開示されていること。

また、インターンシップのプログラムは、大学と受け入れ側が事前に協議し、以下の内容が盛り込まれたものとするのが望ましい。

#### ○企業におけるインターンシップ

- ・社としての環境管理の考え方の理解（1日以上）
- ・業務現場での環境管理の実践現場体験（2日以上）  
（・業として実施している自然保護、あるいは社会における環境保全活動として実施している自然保護活動の実践現場体験（1日以上））

#### ○行政におけるインターンシップ

- ・行政区の全般的環境状況の把握（1日以上）
- ・行政区で行っている環境保全活動（自然保護活動以外）の実践現場体験（2日以上）
- ・行政区で行っている自然保護活動の実践現場体験（1日以上）

#### ○NPOにおけるインターンシップ

- ・活動の目的と背景の把握（1日以上）
- ・環境保全活動の実践現場体験（2日以上）
- ・合意形成を図る場での体験（1日以上）

### 3. 事前教育・指導の実施

大学は、インターンシップ実施前に、以下の内容を盛り込んだ事前教育及び指導を実施

すること。

- ・ インターンシップの目的
- ・ 習得すべき具体的内容の確認
- ・ 社会人としての基本的マナー
- ・ 成果の取りまとめ方法

大学は事前教育指導を通じてインターンシップ派遣人数のめやすをつけることとする。

#### 4. 成果の評価

大学は、インターンシップに参加した学生からの報告を受けた後、成果発表会を実施すること。なお、成果発表会は学内外に公開されたものであることが望ましい。

併せて、大学は、学生からの報告とは別に、受け入れ先からの評価に関するフォーマットを用意し、それに基づき学生の評価を受けることとする。

これらをもとに、大学において履修生を適正に評価することとする。

大学は、毎年度インターンシップの実施状況を報告書として取りまとめ、都に提出することとする。

#### 5. その他

ECO-TOPプログラムのインターンシップの位置づけは、就職に直結するものではないが、企業を中心にできるだけ、就職が決まる前に実施することが望ましい。